■モニター・ルーム■

公聴カードで意見を／実動に移つた「県政モニター」

県政モニターの皆さんから、毎月たくさんの意見や要望がよせられていますので、この欄ではその一例として、上益城郡矢部町のあるモニターからのご意見と、これに対する県の回答を紹介しましよう。

豚の出荷手数料への助成方法はないか？

問 食生活の向上に伴い、動物性タンパクの需要が伸びていることは喜ばしいことと思います。

しかし、有畜農業とか集約畜産というように、国や県で大いに啓蒙がなされていますが、私たちが実際に農業と取り組んだ場合、幾多の障害があります。

(1) 養豚経営を行なつた場合、仔豚価格と枝肉相場のバランスがとれず、生産費を差引くと利益が少ない。

また、共同出荷しても販売代金の支払いが遅れ、手数料も大きいので、県で販売代金の一時立替あつせん、出荷手数料の助成方法はありませんか。

(2) 当地方は最近酪農経営が盛んになり、一〇〇頭あまり導入されていますが、末端農家に浸透するには相当の日時を要すると思います。

現在、農家には家畜を購入する余力がないので、家畜導入資金のワクをひろげて、金利引下げを希望していますので、どんな融資の方法があるかお知らせ下さい。

答 (1) 県販購連で共同出荷をしている肉豚の代金精算までは、出荷後約二週間を要するので、出荷者の便宜をはかるため、特に申し出のあつた方には、各々の属する単位農協で概算払いを行なつています。

また、単位農協が県販購連に申し出た場合も同様の処理が単位農協あてにとられています。

なお、肉豚取り扱い手数料は県販購連一・五分、単位農協一～一・五分を徴収しており、この概算払いの状況は、肉豚取り扱い単協の約八割程度です。

(2) 酪農経営をやる場合の導入資金の借り入れについては、「有畜農家創設事業資金」による乳牛の導入資金があり、借り入れは農協単位で、一年据え置きの三年以内償還の方法があります。

利率は年七分五厘、融資額は一頭当り六万五千円です。

但し農協当り一〇頭単位にすることが必要です。

その他、農協系統自体で行つている融資、いわゆるプロパー資金の融資もあります。

――□――

ラジオ「くにの歩み」をきいて下さい

○政治のうごきや、国のいろいろな仕事をわかりやすく解説する「政府の窓」の時間は、五月から「くにの歩み」とタイトルを改め、内容も録音構成などをとり入れ、グッとくだけて登場しています。

○放送はRKK（熊本放送）で毎週日曜日の夜十時一〇分から三〇分間です。ぜひおきき下さい。

テレビ

「九〇〇〇万人の広場」

○テレビも同様にRKKから放送しています。

○放送時間は、毎週土曜日午前十一時二〇分から十一時四〇分までの二〇分間。

○内容はラジオと同じく、くだけたもので、たとえば「納税者の不満にこたえる」や「郵政大臣にきく・郵便法が改正されて」など。（広報課）

県政モニター制度」を採用しました。

＊

「県政モニター」は、一市町村に三、四人程度、全部で三百八十名の方を選び、公聴カードを配つてみなさんのご意見や要望あるいは一般世論などを通報していただいています。また、三月末にはモニターのみなさんに集つていただき懇談会を開きました。

＊

今月号から「モニター・ルーム」を設けて、モニターのみなさんから寄せられた、県政に対するご意見や要望などを連載して読者の皆さんにもお知らせします。

＊

特に本年度は、各県事務所ごとに県政移動相談を行つたり、県政モニターとの意見交換会、公聴懇談会を開いて、明るい郷土の建設をめざして、みなさんのためになるように運営したいと思います。

どうかよろしくご協力をお願いします。（広報課）

読者の声

メンドウな役場の手続き

「先日のことである。町役場に転出手続きをしに行つて腹が立つた。

まず食糧の係で転出証明書を作つてもらつたら、係の人は住民登録の係へ行つてくれと云う。住民登録の係で手続きをすませて、これでおしまいかと思つたら、今度は「国民健康保険の係へお廻り下さい」ときた。ここで手続きが終り、最後に収入役室へいき、手数料を払つてヤット放免（？）されたという次第。

しかもその間、各係のところでは何分間かそれぞれ待たされた。

短気者の私でなくても、これではいい加減ウンザリするし、腹も立とうというもの。

役場には役場として、事務処理上の云いぶんはあるかもしれないが何とか一度の手続きで済ませる方法はないものだろうか？民間の企業では事務処理の合理化やスピード化が行われているという時代に、これではあまりの非能率さである云々……」

（天草郡〇〇町N生）

こんなご意見が「広報くまもと」の読者の方から、編集室へ寄せられました。なる程もつともなご意見です。

これはなにも役場に限らず、県庁をはじめ、すべての官公庁でも反省しなければならないことでしよう。

ちようどいま、県地方課も市町村役場の経営の合理化をはかるため、「役場事務の改善」をとりあげて、昨年度から各市町村によびかけていますので、この問題について、地方課にも尋ねてみました。以下は地方課の話をまとめたものです。（広報課）

非合理的な役場の仕事

私達の生活に関係深い役場の窓口事務をみてみましよう。転出手続きの面倒なことは、さつきのNさんのご意見のとおりです。これを役場の内側からのぞいてみると、問題はもつと複雑です。

住民台帳と食糧台帳に登録された人口は一致するのが当然ですが、実際は総数で七%から八%の差があり、内容では一〇%近くくい違つている市町村も少くありません。これは、転出証明書を貰つたら、さつきのNさんのように他の課へ廻らずに、サツサと帰つてしまう人が多いからですが、帰つてしまう人が悪いのではなく、役場の事務手続きがめんどうだからこんなことになるわけです。

人の異動の場合は、税の台帳や選挙人名簿等との関係もあるはずですが、異動届はそんな係へは廻されてはいません。

役場の事務改善はこうして

(1) 役場機構の改善

○窓口事務…窓口事務を専門的に扱う「住民課」といつたものを設ける。ここではどんな「届」でも「申請」でも、暫らく待つておればすべて用がすむことになります。

○税務事務の統合…同じ税の仕事でありながら、国民健康保険税は保険課で、市町村民税は税務課で…といつた不合理はなくなります。

○住民相談室の設置…陳情や相談は「住民課」の受付でその旨を伝えると「相談室」へ案内されます。

ここだと、人に知られたくない相談も遠慮なくされるし、また、事務室に住民が出入りして騒々しく、仕事の能率を妨げていた点も改められます。

だから、それぞれの係で、毎年調査して台帳を整備しています。大へんムダなことです。

そのほか、書類の複写や印刷記録の保存など、とかく官公庁は昔から非能率、非合理的なやり方が、相変らず続けられている部面が少くありません。

では、これを改めるにはどうしたらよいでしようか。

(2) 窓口事務の改善

住民課に戸籍、住民、食糧、保険等の台帳を整理統合して備えつけ、税務の台帳も住民課の近くに配置すれば、すべてがここで済まされるうえに、役場の側から云つても、これまでのように台帳間の数字のくい違いもなくなり、ムダな手数も省けます。

(3) 税務事務の改善

○徴税令書…宛名と税額を記入するためのカナタイプ等を購入すると、これまでの時間の十五分の一くらいにスピードアップできます。

○台帳…納税者毎に台帳をつくり、しかもカード式にして部落単位に保管すれば、みなさんの住所と氏名だけで、またたくまにいろんな種類の税の納税証明書ができ上ります。

○計算事務…加算機や電動計算機を備えつけます。

(4) 帳票の改善

あらゆる書類の様式を、わかり易く簡単に直せば能率があがります。

(5) 環境の改善

仕事がし易いように各課の配置を改めたり、照明を研究したり、カウンターを改造したりします。特に役場は、親しみ易い役場とすることがまず第一です。

＊

このことは役場の人々だけにまかせておくことなく、みなさんたち住民全部の世論として「役場の事務改善」を推し進めていただきたいと思います。

＊

県では昨年度この事務改善のモデル町村として、矢部町、阿蘇町、鹿北村を指定しましたが今年度は各県事務所単位に一市町村を指定して、改善の指導やおてつだいをする予定です。

そうして、昭和三十七年度からは、県下の全市町村が実施されるよう指導計画をたてゝいますので、みなさんのご協力をお願いします。（地方課）